

経営者のための法律相談Q&A その54

改正民法における売主の契約不適合責任について

1 契約不適合責任に関する改正

今回の民法改正では売買契約に関する規定も改正されています。本稿では、特に売買の目的物に種類、品質又は数量に関する契約不適合があった場合の売主の責任についての改正後の規定を紹介したいと思います。

2 改正後の規定内容について

(1) 売買は、法律行為の中では比較的身近なものですが、普段の生活だけでなく、企業間の経済活動に深くかわる重要な法律行為の1つです。

「売買に伴って生じる典型的なトラブル」としては、例えば、頼んだ商品がない（種類が違う場合、壊れた不良品が届いた場合、頼んだ商品の数が不足している場合など）といったことがあります。このような場合、買主は、売主に対して、どのようなことを求めることができるでしょうか。

(2) 追完請求（562条）

買主は、売主に対し、種類や品質に問題がある場合には、契約内容に適合するように修補してもらったり、代替物を引き渡してもらったりという対応を選択して求めることができます。また、商品の数量に不足がある場合、契

約で決めた数量になるように不足分を補うように求めることができます。改正前の民法では、当たり前に請求できることと考えられ、明文の規定はありませんでしたが、今回の改正で規定が設けられました。

(3) 代金減額請求（563条）

売買では、買主は売主から商品を受け取るための代償として、その商品の価値に見合った代金を支払うのが通常です（代金と商品の等価交換）。商品に契約不適合があった場合、その分の価値を買主は得ていませんから、その分のお金を支払う理由はないこととなります。そこで、売主が買主に引き渡した商品が種類、品質、数量に関して契約不適合物であったときには、その不適合の程度に応じて代金の減額を求めることができることとされました。代金減額請求をするためには、原則として、代金減額請求の前に、(1)の追完請求を行う必要があります。もっとも、追完が不可能である場合などのように、およそ追完請求をしても意味がないという場合には、例外的に追完請求を事前に行うことなく、代金減額請求をすることができま

(4) 損害賠償請求、解除（564条）

(2)と(3)の解決方法に加えて、買主は売主に対して商品に契約不適合があったことを理由として損害賠償請求や契約の解除をすることもできます。

3 気をつけておきたい点について

(1) 適用時期について

売買契約が、施行日（令和2年4月1日）前に締結された場合には、改正前の民法が適用され、他方、施行日後に締結された場合には、改正後の民法が適用されます。

(2) 権利行使の期間制限

上記権利を行使できる期間には制限があること、また、不適合の内容によってその期間が異なることに注意をする必要があります。

売主が種類又は品質に関して契約不適合物を引き渡した場合、買主が売主の契約不適合責任を追及するためには、原則として、契約内容との不適合を知った時から1年以内に売主に対して通知をする必要があります。権利行使の期間制限にからないようにするために訴訟を提起する必要まではありませんが、契約に適合していないことの通知をする必要があります。通知を送る際には、いつ通知を送ったのは明らかにするために、内容証明郵便などを利用するとよいでしょう。

他方、目的物の数量等の不適合の場合には、このような期間制限はありません。

せんが、消滅時効（経営者のための法律相談Q&Aその51が参考になります。）には注意が必要です。
(3) 当事者の合意によって変更することができ

売主の責任に関する規定は、当事者の合意によって変更することができます。当事者間で話し合って、売主の契約不適合責任につき、民法の規定と異なる内容の合意をすることはできます。ただし、一方の当事者に有利な変更をする場合において、不利になる当事者が消費者であるときには、消費者契約法違反の問題が生じるおそれがあるので注意が必要です。

（本稿担当 河田 崇大）



弁護士法人あすか 東広島事務所

〒739-0025

東広島市西条中央7丁目三番三五号

東広島商工会議所会館3階

☎493-17100 ☎493-17101

弁護士 福田浩・今田健太郎・上根裕章・谷脇裕子

加藤之拓・鈴木謙治・中岡正薫・中江詩織

大橋真人・河田崇大